

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵權村家治君 賛成

○議長(公爵徳川國順君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川國順君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川國順君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通りテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川國順君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵權村家治君 賛成

○議長(公爵徳川國順君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川國順君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川國順君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通りテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川國順君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川國順君) 昨日衆議院ヨリ提出セラレマシタ刑事訴訟法中改正案ヲ此ノ際議事日程ニ追加シ、第一讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川國順君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川國順君) 御異議ナイト認メマス

刑事訴訟法中改正法律案
右本院提出案及送付候也
昭和二十年十二月十二日
衆議院議長 島田俊雄

貴族院議長(公爵徳川國順君)

刑事訴訟法中ノ道改正ス

第二百七十八條ニ左ノ三項ヲ加フ

刑法第九十三條乃至第九十六條ノ罪ニ付テハ辯護士會モ亦公訴ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ辯護士會ハ檢事ト同一ノ權限ヲ有ス

辯護士會カ前項ノ權限ヲ行フニハ辯護士會ノ決議ニ依リ辯護士會長又ハ其ノ指定シタル辯護士ヲシテ辯護士會ヲ代表セシム

辯護士會カ公訴ヲ提起スル場合ハ司法大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二百八十條ニ左ノ一項ヲ加フ

辯護士會カ公訴ヲ行フ場合ニ於テハ同會カ指定シタル者ニ付亦同シ

○子爵戸澤正巳君 只今日程ニ上リマシタ刑事訴訟法中改正案ハ、其ノ特別委員ノ數ヲ十二名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(公爵徳川國順君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川國順君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

(寺光書記官朗讀)

刑事訴訟法中改正法律案特別委員

長廣廣 忠隆君 伯壽久松 定武君

子爵秋月 種英君 子爵大久保教尙君

木村 尚達君 田中 武雄君

男爵近藤 滋彌君 男爵小原謙太郎君

富田 健治君 澤田 牛馬君

磯野 晴幸君 野田六左衛門君

○議長(公爵徳川國順君) 次會ノ議事日程ハ、決定次第報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十時十七分散會

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ